

日本の時間当たり労働生産性 OECD加盟38カ国中29位

OECDデータに基づく2023年の日本の時間当たり労働生産性（就業 1 時間当たり付加価値額）は56.8 ドル（5,379円／購買力平価（PPP）換算）となったことが、日本生産性本部が発表した「労働生産性の国際比較」で分かった。

日本の労働生産性は、米国（96.7 ドル）の55%程度の水準に相当し、主要先進 7 カ国でみると、データが取得可能な1970年以降、最下位の状況が続いている。これは、ポーランド（57.5 ドル）やエストニア（56.5 ドル）とほぼ同水準で、OECD加盟38カ国中29位。2022年には31位まで落ち込んでいたものの、今回は2ランクアップとなった。

また、就業者一人当たりでみた2023年の日本の労働生産性は9万2,663 ドル（877万円／購買力平価（PPP）換算）で、ハンガリー（9万2,992 ドル／880万円）やスロバキア（9万2,834 ドル／879万円）といった東欧諸国とほぼ同じ水準。残念ながら西欧諸国で同水準の国はなく、最も近接するポルトガル（10万3,813 ドル／983万円）でも日本より10%以上生産性が高い。順位は、1970年以降で最も低いOECD加盟38カ国中32位だった。

コロナ禍前水準と比較した日本の労働生産性は103.3%で、米国（同107.6%）にこそ先行されているものの、英国（同102.2%）やドイツ（同101.3%）、フランス（同97.6%）を上回っている。

令和7年度税制改正大綱が公表 基礎控除は「10万円引き上げ」

自民・公明両党は12月20日、令和7年度の税制改正大綱を取りまとめ、同日午後に閣議決定された。

今回の目玉は、直前まで“大揉め”となつた「103万円の壁」の解消について。所得税の基礎控除額が10万円引き上げられるほか、給与所得控除の最低保障額が、現行の55万円から65万円まで引き上げられる。また、新たな控除の仕組みとして「特定親族特別控除（仮称）」が導入される。これは、19歳から22歳までの大学生年代の子の合計所得金額が85万円（給与収入150万円に相当）までは、親が特定扶養控除と同額（63万円）の所得控除を受けられ、合計所得金額が85万円を超えた場合でも、親が受けられる控除の額が段階的に遞減するというもの。特に飲食業、小売業、サービス業などでは、パートやアルバイトの人手不足が深刻化していることから、大学生アルバイトによる収入調整を抑制することが狙いだ。

基礎控除が全ての納税者に対して恩恵がある一方、給与所得控除の「10万円引き上げ」は、給与収入が1,625,000円未満の人には適用されない。つまり、一般的なサラリーマンには適用されず、実質的には基礎控除が10万円増えただけ。「物価高騰に苦しむ国民の手取りを増やす」と盛り上がつたものの、政府・与党の抵抗もあり、減税という意味では少し物足りない改正となった。ただし、自民党、公明党、国民民主党による三党協議が引き続き行われる予定であり、最終的にどのような制度になるか注視しておく必要がある。